

第8 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第54条の2（ユニバーサルサービス料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 当社は、3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)、モジュールサービス(i)及び特定契約サービス(4G)(4G 通信サービス契約約款に規定する 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)に係る契約者回線の契約者識別番号について、2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料を適用します。</p> <p>イ 当社は、3G プリペイドサービス(s)に係る契約者回線について、料金の前払い登録ごとに2 (料金額)に規定するユニバーサルサービス料を適用します。</p>

2 料金額

2-1 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)、モジュールサービス(i)及び特定契約サービス(4G)に係るもの

単位	料金額 (月額)
1 の契約者識別番号ごとに	3 円(3.3 円)

2-2 3G プリペイドサービス(s)に係るもの

単位	料金額 (税込)
1 の料金の前払い登録ごとに	9 円